

# 青森県報

第二千七百二十八号

平成十九年  
一月十二日  
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県規則第一号

### 青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二十一条の九第一項」を「第二十条第一項」に改める。  
第七条第一項中「第二十一条の九の六」を「第二十一条の五」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(障害児施設給付費支給申請書等)

第十二条の二 法第二十四条の三第一項の規定による申請は、障害児施設給付費支給申請書(第十七号様式の二)によらなければならない。

2 省令第二十五条の七第七項の規定による届出は、申請内容等変更届出書(第十七号様式の三)によらなければならない。

3 省令第二十五条の七第九項の規定による再交付の申請は、施設受給者証再交付申請書(第十七号様式の四)によらなければならない。

4 省令第二十五条の九第一項の規定による申請は、特定入所障害児食費等給付費支給申請書(第十七号様式の五)によらなければならない。

第十四条中「法第二十七条第二項に規定する」を削る。

第十八条第一項中「及び身体障害者福祉法」を「身体障害者福祉法」に、「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に改め、「受けている者」の下に「及び障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する介護給付費等(同法第五条第五項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）」の受給者」を加え、同条第二項第二号中「法第二十七条第二項に規定する」を削る。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「障害児相談支援事業等開始届書」を「児童自立生活援助事業開始届書」に改め、同条第二項中「障害児相談支援事業等変更届書」を「児童自立生活援助事業変更届書」に改め、同条第三項中「障害児相談支援事業等廃止(休止)届書」を「児童自立生活援助事業廃止(休止)届書」に改める。

## 目次

### 規則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(こども課) ……一

### 告示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……五

身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……六

道路の区域の変更……………(道路課) ……六

道路の供用の開始……………(同) ……七

電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(同) ……七

### 公告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……七

### 出先機関

土地改良区の役員の住所変更……………(三八地域) ……七

土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) ……七

## 規則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年 一月十二日



別表第三の備考五の3中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に、「身体障害者福祉法第十七条の十一項又は知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の規定による施設訓練等支援費」を「障害者自立支援法第十九条第一項に規定する介護給付費等（同法第五条第五項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）」に改める。

第一号様式中「第21条の9第1項」を「第20条第1項」に改める。

第十号様式中「第21条の9の6」を「第21条の5」に改める。

第十七号様式の次に次の四様式を加える。

第17号様式の2（第12条の2関係）

地域県民局長（健康福祉こどもセンター所長） 殿

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名  
障害児との続柄

㊦

障害児施設給付費支給申請書

障害児施設給付費の支給を受けたいので、児童福祉法第24条の3第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

保 護 者	ふりがな	住 所	〒	生年月日	年	月	日
	氏 名						
申 請 に 係 る 児 童	ふりがな	氏 名	続 柄	生年月日	年	月	日
				身体障害者手帳番号	精神障害者保健福祉手帳番号		
障害児が利用しているサービスの状況	指定施設支援（施設サービス）		利用中の指定知的障害児施設等の名称				
	障害福祉サービス（居宅サービス）		利用中のサービスの種類と内容				
利用したい指定知的障害児施設等の名称及びサービスの具体的な内容							

注1 印欄には、各種手帳の交付を受けている児童に限り記入すること。

2 障害児施設医療費の支給の対象となる施設（肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、指定医療機関等）の利用を申請する場合には、申請に係る障害児の医療保険各法による被保険者証等の写しを添付すること。

3 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第17号様式の3 (第12条の2関係)

年 月 日

地域県民局長 (健康福祉こどもセンター所長) 殿

届出者 住所 氏名 ㊟

申請内容等変更届出書

申請した事項等に変更があったので、児童福祉法施行規則第25条の7第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

保 護 者	ふりがな氏名	〒	生年月日	年 月 日
	住 所		電話番号	
届出に係る児童	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日
			続 柄	
変更があった事項				
変更内容	変更前			
	変更後			

- 注1 変更した内容を証する書類及び施設受給者証を添付すること。
- 2 届出者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第17号様式の4 (第12条の2関係)

年 月 日

地域県民局長 (健康福祉こどもセンター所長) 殿

申請者 住所 氏名 ㊟

施設受給者証再交付申請書

施設受給者証を [破った] [汚した] [失った] ので、児童福祉法施行規則第25条の7第91項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。

記

保 護 者	ふりがな氏名	〒	生年月日	年 月 日
	住 所		電話番号	
申請に係る児童	ふりがな氏名		生年月日	年 月 日
			続 柄	
申請の理由				

- 注1 施設受給者証を破り、又は汚したため、その再交付を申請する場合には、当該破り、又は汚した施設受給者証を添付すること。
- 2 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第17号様式の5 (第12条の2関係)

年 月 日

地域県民局長 (健康福祉こどもセンター所長) 殿

住 所  
申請者 氏 名  
障害児との続柄

印

特定入所障害児食費等給付費支給申請書

特定入所障害児食費等給付費の支給を受けたいので、児童福祉法施行規則第25条の19第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

保 護 者	ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	〒	
申 請 に 係 る 児 障 障	ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
		続 柄	
利用している指定的障害児施設等の名称	電話番号		

注1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

娘1110日申渡すに「障害児相談支援事業等開始届書」を「児童自立生活援助事業開始届書」に「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に添付し、同娘の届出に「種類及び」を添付し、同娘の届出に「児童自立生活援助事業を行うとする者にあつては、当該」を添付し、

娘1110日申渡すに「障害児相談支援事業等変更届書」を「児童自立生活援助事業変更届書」に「障害児相談支援事業等について」を「児童自立生活援助事業について」に添付し、同娘の届出に「添付」を添付し、同娘の届出に「添付」を添付し、

娘1110日申渡すに「障害児相談支援事業等廃止 (休止) 届書」を「児童自立生活援助事業廃止 (休止) 届書」に「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に添付し、同娘の届出に「添付」を添付し、同娘の届出に「添付」を添付し、

娘1110日申渡すに  
「2 法人又は団体にあつては、定款、寄附行為その他の規約  
3 保育所を設置しようとする者にあつては、社会福祉法人で

あることを証する書類」に「2 保育所を設置しようとする者が法人である場合に於ては、その法人格を有することを証する書類」に添付し、

娘1110日申渡すに、公印の日から施行すべし。

印

印

青森県民局長第十一号

健康福祉部児童福祉課 (平成十七年法律第四十三号) 第五十四条第一項の規定により、  
自立生活援助機関 (精神通院医療) を次のとおり指定したので、同法第六十九條第一  
号の規定により公布す。

平成十九年一月十二日

青森県知事 三 村 申 郎

名 称	厚生薬局 ジャスコ下田店薬局	所 在 地	黒石市大字黒石字建石三七の四 上北郡おいらせ町字中野平四〇の一	指定年月日	平成二一・一 "
-----	-------------------	-------	------------------------------------	-------	-------------

青森県告示第十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十九年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日
	名 称 所 在 地		

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間					
2	県 道	弘前柏線	弘前市大字種市字木幡一三六から 弘前市大字種市字熊谷無番まで					
1	県 道	七戸上北町 停車場線	前	後	前	後	後	備考
上北郡東北町大字新館字赤平一七の一から 上北郡東北町大字新館字赤平五六の四まで			二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二二六・三〇メートル	
			二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二二六・三〇メートル	
			二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二二六・三〇メートル	
			二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二二六・三〇メートル	
			二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二二六・三〇メートル	
			二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二二六・三〇メートル	
			二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二七・〇〇メートルから	二七・〇〇メートルまで	二二六・三〇メートル	

馬場 俊明	初山 淳子	つがる市成人病 センター	つがる市木造末 広四三の三	弘前市大字本町 五三三	耳鼻咽喉科（聴覚 障害、平衡機能障 害、音声・言語機 能障害、そしゃく 機能障害） 外科（直腸機能障 害）	平成 二一・一
-------	-------	-----------------	------------------	----------------	---	------------

青森県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年二月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年二月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
七戸上北町停車場線	上北郡東北町大字新館字赤平一七のーから上北郡東北町大字新館字赤平五六の四まで	平成一九・一・三

青森県告示第十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の種類	路線名	区 間
県道	三沢十和田線	三沢市中央町二丁目三の三四から三沢市中央町三丁目一の二二まで

公

告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十八年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十九年一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年一月十二日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所変更の 年 月 日
理 事	木村昌太郎	旧住所 八戸市大字市川町字橋向七六の一 新住所 八戸市大字市川町字浜二二三の四一	平成一九・一・二四

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年一月十二日

役員別	氏名	住所	就任及び退任の年月日
理事	鈴木 弘之	八戸市大字市川町字赤坂下二五の二	平成 一六・三・二〇就任
監事	木村 徳尊	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一の二 字下中平沖五	"
理事	鈴木 光明	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一の二	"
監事	宮古忠市郎	八戸市大字市川町字古館四〇の三	"
理事	鈴木 良信	八戸市大字市川町字古館四〇の三 字和野五の四	"
監事	吉田 一實	八戸市大字市川町字古館四〇の三 字和野五の四 字長者久保一四の八	"
理事	木村昌太郎	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一の二 字和野五の四 字長者久保一四の八 字浜二三の四一	"
監事	濱 富治	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一の二 字和野五の四 字長者久保一四の八 字浜二三の四一 字大沢下一	"
理事	石田 義雄	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一の二 字和野五の四 字長者久保一四の八 字浜二三の四一 字大沢下一 字市川後二五	"
監事	谷地 秀典	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一の二 字和野五の四 字長者久保一四の八 字浜二三の四一 字大沢下一 字市川後二五 字尻引七一	"
理事	和泉 俊雄	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一の二 字和野五の四 字長者久保一四の八 字浜二三の四一 字大沢下一 字市川後二五 字尻引七一 字上大谷地五二の一	"
監事	鈴木 鉄安	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一の二 字和野五の四 字長者久保一四の八 字浜二三の四一 字大沢下一 字市川後二五 字尻引七一 字上大谷地五二の一 字下川原一	"
理事	上村 清孝	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一の二 字和野五の四 字長者久保一四の八 字浜二三の四一 字大沢下一 字市川後二五 字尻引七一 字上大谷地五二の一 字下川原一 長苗代一丁目一の一	"
監事	鈴木 弘之	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一の二 字和野五の四 字長者久保一四の八 字浜二三の四一 字大沢下一 字市川後二五 字尻引七一 字上大谷地五二の一 字下川原一 長苗代一丁目一の一	一六・三・九退任

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭